

へきなん

## 議会だより

平成 24 年  
12 月市議会定例会

- 審議された議案————— 2
- 議案等の審議結果————— 3
- 市政を問う・一般質問—4～11
- 議会の窓————— 12



テーマ：「碧南の未来を担う子どもたち」  
協力とがんばる力は無限大 ～運動会のマーチングにて～（新川小学校）

# 碧南市一般会計補正予算など22議案と 請願3件・陳情4件を審議

12月市議会定例会は、12月6日から21日まで、16日間の会期で開会しました。会期中に諮問議案1件、承認議案1件、条例議案8件、補正予算議案6件、その他議案2件、議員提出議案4件の合計22議案と、請願3件・陳情4件を審議しました。そのうち、請願2件・陳情3件は不採択、意見書1件を否決とし、それ以外は原案どおり議決（可決）しました。

12月市議会定例会  
**議案**

## 候補者の推薦

- **人権擁護委員候補者の推薦**  
平成25年3月31日をもって任期満了となる斎藤邦生氏（若宮町）を再び、人権擁護委員として法務大臣に推薦することにしました。任期は3年です。

## 承認議案

- **平成24年度碧南市一般会計補正予算（第3号）の専決処分**  
衆議院議員総選挙等の実施に伴い、歳入・歳出に3275万9千円を増額し、総額をそれぞれ282億3594万4千円としました。

## 条例の改正

- **碧南市役所出張所設置条例の一部を改正する条例**  
碧南市役所中央駅出張所を廃止するため、条例中の碧南市役所中央駅出張所の項目を削ります。
- **碧南市こどもすこやか手当支給条例の一部を改正する条例**  
手当の額の変更、支給制限

など支給内容を変更します。

- **碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例**  
指定袋の取扱い変更及び上位法が改正されたことに伴い、関係条例を改正します。
- **碧南市都市公園条例の一部を改正する条例**  
都市公園法の一部の改正に伴い、関係条例を改正します。
- **碧南市移動等円滑化のために必要な都市公園施設の設置に関する基準を定める条例**  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例を制定します。

- **碧南市下水道条例の一部を改正する条例**  
下水道法の一部の改正に伴い、関係条例を改正します。

## 条例の廃止

- **碧南市出産祝金支給条例を廃止する条例**
- **補正予算**  
平成24年度碧南市一般会計補正予算（第4号）

歳入・歳出から8657万円を減額し、総額をそれぞれ281億4937万4千円としました。

- **平成24年度碧南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**
- **平成24年度碧南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）**
- **平成24年度碧南市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）**
- **平成24年度碧南市介護保険特別会計補正予算（第1号）**
- **平成24年度碧南市水道事業会計補正予算（第1号）**

## その他議案等

- **市道路線の廃止**
- **市道路線の認定**
- **議員提出議案**  
● 碧南市議会委員会条例の一部を改正する条例  
● 碧南市議会会議規則の一部を改正する規則
- **請願・陳情の結果**  
● 介護・福祉・医療など社

## 意見書

- 会保障の施策拡充についての請願（不採択）
- 生活保護基準の引下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願（不採択）
- 別居や離婚後の共同監護、共同養育及び親子の面会交流に関する法整備を求める意見書（可決）
- 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書（否決）
- 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出を求める陳情（不採択）
- 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善大幅増員を求める陳情（不採択）
- 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情（採択）
- 子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書提出を求める陳情（不採択）
- 別居や離婚後の共同監護、共同養育及び親子の面会交流に関する法整備を求める意見書（可決）
- 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書（否決）

## 12月市議会定例会に上程された議案等の審議結果

議案等の名称		採決結果	会派別賛否					
			新政会 6名	みらい市民クラブ 5名	日本共産党 3名	市民協働クラブ 3名	公明党 2名	無党派 2名
諮問	人権擁護委員候補者の推薦	異議ない 旨 答 申	○	○	○	○	○	○
承認	平成24年度碧南市一般会計補正予算(第3号)の専決処分	承 認	○	○	○	○	○	○
条 例	碧南市役所出張所設置条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
	碧南市子どもすこやか手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	×	○	○	1名○ 1名×
	碧南市出産祝金支給条例を廃止する条例	原案可決	○	○	×	○	○	1名○ 1名×
	碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
	碧南市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
	碧南市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
	碧南市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
	碧南市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
補 正 予 算	平成24年度碧南市一般会計補正予算(第4号)	原案可決	○	○	○	○	○	○
	平成24年度碧南市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○
	平成24年度碧南市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○
	平成24年度碧南市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○
	平成24年度碧南市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○
	平成24年度碧南市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○
そ の 他	市道路線の廃止	原案可決	○	○	×	○	○	1名○ 1名×
	市道路線の認定	原案可決	○	○	×	○	○	1名○ 1名×
請 願	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願	不 採 択	×	×	○	×	×	×
	生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願	不 採 択	×	×	○	×	×	×
	別居や離婚後の共同監護、共同養育及び親子の面会交流に関する法整備を求める請願	採 択	○	○	○	○	○	○
議 員 提 出	碧南市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○
	碧南市議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決	○	○	○	○	○	○
	別居や離婚後の共同監護、共同養育及び親子の面会交流に関する法整備を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○
	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書	否 決	4名× 2名○	×	○	2名○ 1名×	×	○



## 別居や離婚後の共同監護、共同養育及び 親子の面会交流に関する法整備を求める意見書

我が国では、毎年約25万組の夫婦が離婚し、そのうち約16万組には未成年の子どもがおり、単独親権制度を採用していることから、離婚時における子どもの奪い合いや別居や離婚後の面会交流を拒み、多くの子ども達は非親権者となった片方の親と面会ができなくなっている。子どもとの面会交流を求めて、全国の家裁裁判所に審判や調停を申し立てる件数は、年々増えているが、調停や審判を経て定められた面会交流の取り決めが履行されないで、「引き離し」にあっている子どもが多くいる。また、養育費負担の義務が履行されず、子育てを行うに経済的困難な状態に陥るケースがあり、社会問題となっている。

先進諸国では、別居や離婚後も双方の親が子どもを守っていくという意識の浸透が強く図られ、別居や離婚後において、面会交流の取り決めなど両親双方の監護、養育に関する権利と義務を裁判所など司法の立場で強く履行させている。

我が国もそれらの例に習い、民法第819条の改正あるいは運用則を検討しながら、共同監護、共同養育制度を導入し、両親双方の権利と義務を明確にすることにより、課題解決ができる。

加えて、共同監護、共同養育制度を導入する際には、次の事項を整備することで、両親双方の権利と義務が履行され、実効性ある制度となる。

1. 別居や離婚の際に、子どもが成人するまでの間の養育費負担や面会交流の実施を具体的に定めた「養育プラン」を作成し、履行することを義務とする法整備を行うこと。特に面会交流の実施には両親双方の権利義務の履行ができるよう、両親双方への時間的充足を考えること。
2. 「養育プラン」の作成、履行を確実なものとするために、第三者による仲介支援や安全な面会場所の確保、別居や離婚後の親子関係について親が学べる教育プログラムの提供、面会交流のガイドラインなど社会的支援の整備を行うこと。
3. 離婚成立前、突然、配偶者が子どもを連れ去り、長期にわたって姿を隠すいわゆる「連れ去り別居」及び「追い出し別居」は、DVや虐待などからの緊急避難の場合を除き、子どもの養育上、あるいはその後の親子関係を維持する上



でも悪い影響を及ぼすとされている。相談、仲介など社会的支援、司法的手続きが速やかに受けられるよう制度整備を行うこと。

以上のことが実施されることで、別居や離婚後であっても子どもの養育に関しては両親双方が適正に権利と義務を履行することができ、子育てが確実になされる社会を確立することが必要である。よって、下記の通り強く要望する。

#### 記

1. 両親双方の共同監護、共同養育制度を整備すること。
2. 両親双方の共同監護、共同養育制度が確実に履行されるよう上記意見文に示した社会的、司法的諸制度を整備すること。
3. 別居や離婚後の養育に関する問題は緊急を要するものと考え、速やかに整備を開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

碧南市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣